

(目的)

第1条 この方針は、「成城大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用への対応に関する規程」第29条第2項に基づき、公的研究費に係る不正取引に関与した業者等の処分について、必要な事項を定めることを目的とする。

(処分の対象となる行為)

第2条 処分の対象となる行為は、次の各号のとおりとする。

- (1) 預け金や架空請求などの不正経理
- (2) 書類の意図的な書換え
- (3) 不正に係る調査における虚偽の申告
- (4) 成城大学(以下「本学」という。)教職員に絡む贈収賄
- (5) その他社会的な規範から逸脱した行為

(処分の方法)

第3条 処分の方法は、取引停止をもって行う。

(取引停止期間)

第4条 前条に定める取引停止の期間は1か月以上12か月以内とし、不正への関与の程度、金額等に応じ、本学研究公正委員会にてその都度協議する。

2 前項において、即時の取引停止が本学の教育研究活動に著しく影響を及ぼすと判断した場合は、一定期間を経た後に、取引停止とすることができる。

(改廃)

第5条 この処分方針の改廃は、研究公正委員会で審議し決定する。

附 則

この方針は、令和3年11月30日から施行する。